

## ○避難経路図の提出を要する防火対象物の指定

〔平成11年3月29日〕  
〔告示第8号〕

大雪消防組合火災予防条例（昭和48年条例第17号）第49条の規定に基づき避難経路図を提出しなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

- 1 旅館、ホテル及び宿泊所等で消防法第8条の規定が適用されるもの
- 2 百貨店、マーケット、その他の物品販売を営む店舗又は展示場及び病院等で消防法施行令第12条の規定が適用されるもの